

令和3年度

徳島県における犯罪被害者等施策の
総合的推進に関する事業

「重大事案発生時における総合的な犯罪被害者等
支援体制構築事業」

徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課

条例制定・計画策定までの流れ

「犯罪被害者等基本法（平成16年12月制定）」を踏まえたこれまでの取組

- 「総合的対応窓口」の設置
- 性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」の設置
- 市町村をはじめとする関係職員等に対する研修会や講演会の実施

県議会や支援団体等からの声の高まりを受け、条例制定に向けた検討に着手

- 徳島県犯罪被害者等支援条例検討委員会（令和2年7月6日・8月28日・10月16日）
- パブリックコメントの実施（令和2年9月9日から10月8日まで）

令和2年11月議会「徳島県犯罪被害者等支援条例」制定
（令和2年12月25日公布・令和3年4月1日全面施行）

- 徳島県犯罪被害者等支援審議会の設置・審議（令和3年1月27日・3月29日）
- パブリックコメントの実施（令和3年2月10日から3月12日まで）

令和3年4月 「徳島県犯罪被害者等支援推進計画」策定

条例の特色

- ◆ 支援に際しての配慮義務及び県民等への啓発に関して「**再被害**及び二次被害の防止」を明記（第3条・第17条）
- ◆ 学校における「犯罪被害者等支援」に関する教育施策について明記（第17条）
- ◆ 支援関係者の「個人情報

○用語の定義

「再被害」

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられること

「二次被害」

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける他人の言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材、誹謗等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害

徳島県犯罪被害者等支援推進計画の概要【基本方針等】

趣旨・目的

条例に基づき、犯罪被害者等支援に関する**基本方針**及び**具体的施策**を体系的に整理し、**施策を総合的・計画的に推進**する

計画期間

5年間（令和3年度から令和7年度まで）

基本方針

基本方針1 支援体制の整備・充実

国、県、市町村、民間支援団体等が**役割を互いに理解し相互に連携して支援を行える体制を構築**

基本方針2 直接的施策の充実

犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を支援

基本方針3 県民等への理解促進

県民や事業者等が、犯罪被害者等が置かれている**状況及び支援の必要性を理解**するとともに、**再被害や二次被害についても理解**を深め、共に支え合える社会の実現を目指す

推進体制

国、県、市町村、民間支援団体等、関係機関が**相互の役割を理解し、連携**して推進

徳島県犯罪被害者等支援推進計画の概要

基本方針 1 支援体制の整備・充実

1 総合的な支援体制の確立

- 総合的な支援を行う調整役の設置
(公社)徳島被害者支援センターに「支援コーディネーター」を配置・被害直後から寄り添った支援
- 市町村の相談体制の強化
市町村の総合的対応窓口担当職員への研修会の実施、市町村における条例制定に向けた支援
- 市町村、県警察、民間支援団体との相互連携の促進
- 重大な事案が発生した場合の緊急支援体制の整備 等

2 相談及び情報の提供等

3 犯罪被害者等の支援に係る人材の育成

4 民間支援団体の活動の促進

5 個人情報適切な管理

重大事案発生時における総合的な犯罪被害者等支援体制構築に向けた検討会

第1回 検討会（令和3年10月29日）

- 重大事案に係る犯罪被害者等支援取組事例について
 - ・公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま 講演
- 重大事案発生時における総合的な犯罪被害者等支援体制について

第2回 検討会（令和3年12月17日）

- 重大事案発生時の被害者等支援シミュレーション演習
- 重大事案発生時における総合的な犯罪被害者等支援体制について
- ※検討会メンバー 犯罪被害者支援連絡協議会

重大事案発生時における総合的な犯罪被害者等支援体制に係る申合せ

令和3年12月17日：重大事案発生時における総合的な犯罪被害者等支援体制構築に向けた検討会において承認

1 総則

この申合せは、徳島県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案（以下「重大事案」という。）が発生した場合において、徳島県犯罪被害者支援連絡協議会（以下「協議会」という。）の会員が相互に連携し、支援を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 事務局

この申合せに関する事務は、徳島県警察本部警務部情報発信課犯罪被害者支援室（以下「支援室」という。）、徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課（以下「消費者政策課」という。）及び公益社団法人徳島被害者支援センター（以下「支援センター」という。）において処理する。

3 定義

重大事案とは、死者又は負傷者が多数に及ぶものなど、その態様、被害者等（被害者及びその家族又は遺族をいう。以下同じ。）の状況及び社会的反響等を総合的に判断し、協議会の会員が相互に連携、協力して被害者等の支援を行うことが必要であると協議会の会長（以下「会長」という。）が認めるものをいう。

4 平素の措置

協議会の会員は、県内における重大事案の発生に備え、平素から、被害者等支援活動の充実に努めるとともに、会員が所属する組織内での連絡体制の確立、派遣要員の指定等、必要な措置を講じておくものとする。

5 発生時の対応

- (1) 支援室は、県内において重大事案の発生を認知した場合、速やかに消費者政策課及び支援センターに連絡し、随時、当該事案の態様、被害者等の置かれている状況等を踏まえ、適切な支援を行うために必要と認められる会員について協議する。
- (2) 消費者政策課に、徳島県犯罪被害者支援連絡協議会連絡本部（以下「連絡本部」という。）を置き、支援室及び支援センターと共同し、会員からの情報の集約並びに会員間及びその他関係機関・団体等との連絡調整を行う。また、連絡本部を設置した際は、連絡本部から、原則として全ての会

員に対し、メール等にて、重大事案の発生及び連絡本部の設置について情報提供を行うものとする。

- (3) 支援室は、連絡本部の設置、会員の招集、支援の開始等について、会長に承認を得るものとする。

なお、緊急を要する場合又はその他特別の事情がある場合は、会長に対する承認伺いについては、事後速やかに行うこととする。

- (4) 支援室及び消費者政策課は、第1項により選定された会員の連絡担当者に対し、事案概要、招集を求める日時、招集場所その他必要事項を連絡し、派遣要員の招集又は支援の開始を依頼する。

- (5) 会員の措置

招集又は支援の開始の依頼を受けた会員は、事案に応じて必要と認める支援を行うものとし、支援の実施に当たっては、安全の確保に十分配慮する。

また、支援に際して得られた被害者等のニーズ等については、速やかに連絡本部へ報告する。

6 連携

- (1) 被害者等の支援に際しては、その要望を把握した上で、途切れのないきめ細やかな支援が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。
- (2) 支援に際して得られたニーズ等は、連絡本部が集約し、必要と認められる事項を会員間で共有するものとし、適切な支援につなげるものとする。

7 活動における補償

この申合せに基づく活動に際し、死亡、負傷その他の損害を受けた場合は、災害補償に関する法律等の定めるところにより、会員が所属する機関・団体において対応するものとする。

8 被害者等の情報の取扱い

会員は、犯罪被害者等支援において知り得た被害者等の個人情報には十分留意し、適切に取り扱わなければならない。

9 その他

この申合せに定めるもののほか、申合せの実施に関し必要な事項は協議会總會等で別に定める。

附 則

この申合せは、令和3年12月17日から施行する。

重大事案発生時の連絡体制イメージ

